



政策企画課より

錦江町がんばるビジネス応援補助金のご紹介

◎錦江町内において新たに

「新分野への進出」
「新たな起業」
「事業継承」
「IT活用ビジネス」
をお考えの方へ

町では、地域経済活性化を目的として4つの分野において新たに取組む方を応援します。

募集期間（予定）

申請期間 平成29年6月1日～

※土・日曜日・祝日を除く

※各種事業の申請は、必ず事前に行うことが必要です。
※審査は書類審査と事業者ヒアリングで行います。
※予算の範囲内で実施するため、年度の途中で補助を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「がんばるビジネス応援補助金説明会」
を下記日程で行います。

■日時／平成29年5月30日（火）

■場所／錦江町役場田代支所 3階会議室 14時～15時
錦江町商工会 本所2階大ホール 18時～19時

参加ご希望の方は、政策企画課まで事前にご連絡ください

① 新分野進出事業

創意工夫のある企画に基づく新たな取り組みや付加価値の創出、経営の多角化、異業種参入等の支援

施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内（補助限度額100万円）

中小企業が行う新技術・新製品の研究開発等を支援

研究開発に要する経費の1/2以内（補助限度額100万円以内）

要人など特別待遇を要する方々の宿泊にも対応できる高級宿泊整備を支援

施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内（補助限度額200万円以内）

② 起業化促進事業

町内において新しく事業を起こし、有益な事業計画として町長が認定した中小企業等への支援

施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内（補助限度額100万円）

新規出店、開業時（出店から3カ月以内）に行う広告宣伝を支援

宣伝広告（ホームページ開設、チラシ印刷、新聞折込広告掲載等）に要する経費の1/2以内（補助限度額20万円以内）

新たな店舗購入費用の一部を支援
町内にある空き家等への賃貸による新たな出店を支援

店舗購入費の1/2以内（補助限度額100万円）
家賃の月額1/2以内（補助額は月5万円まで年間60万円まで）の1年間のみ

③ 事業継承事業

経営者自らの技術継承又は住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとする者が行う施設整備・改修・機械修繕・購入等また技術取得、研修、販路拡大を支援

施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内（補助限度額100万円）

技術の取得・研修・販路開拓等に要する経費の1/2以内（補助限度額50万円）

④ IT活用ビジネス支援事業

町内において、ITを活用したビジネス展開を支援（web活用、ポータルサイト開設）

技術の取得、研修に要する経費の1/2以内（補助限度額50万円）
IT環境整備に要する経費の1/2以内（補助限度額50万円）

⑤ 複合する事業

①～④に該当する事業を複合的に実施する場合の支援

個別事業における限度額を適用したうえで、補助金の合計額は300万円以内とする。

お問い合わせ先

政策企画課

☎ 0994-22-3032